

栗東市耐震改修促進計画(案)概要版

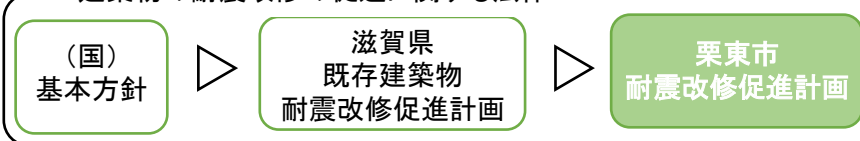
1. 計画の目的

地震発生時における建築物の倒壊等の被害から市民の生命・身体及び財産を保護するため、市が国・県と連携して、市内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に促進するための方法、及び基本的な枠組みを定めることにより、災害に強い栗東市を実現するための計画とします。

2. 計画の位置づけ・期間・対象

- 位置づけ:「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第6条に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画
- 計画期間:令和8年度～令和17年度の10年間
- 対象:市内全域の昭和56年5月31日以前に建築された住宅・多数の者が利用する建築物等

建築物の耐震改修の促進に関する法律



3. 耐震化の現状と課題、計画目標の設定

(1)住宅

	前回計画		今回計画	
	計画時の状況	目標	現状	目標(R17)
国	約87%(H30)	概ね解消(R12)	約90%(R5)	概ね解消
滋賀県	87.5%(R2)	95%(R7)	約89%(R5)	概ね解消
栗東市	92.6%(R2)	95%(R7)	95.0%(R7)	概ね解消

①住宅の耐震化率の実績(R7)は95.0%であり目標を達成。



・新たな計画目標として、国・県と同様の「概ね解消」を目指す。

②20年間で旧耐震基準の住宅は約4分の1に、新耐震基準の住宅は約1.9倍に増加



・耐震性の不十分な住宅の耐震改修、除却、建替えや、新しい住宅の供給が進み、耐震化率の向上が見られる。

③耐震化率を建て方別にみると、戸建住宅が約93%、共同住宅が約98%。



・共同住宅に比較し、耐震化が遅れている戸建住宅への対応強化が必要。

④全国的に高齢化率が高い程、耐震化率が低い傾向。



・高齢者世帯が居住する住宅の耐震化を促進していくことが必要。

(2)要緊急安全確認大規模建築物(※1)

	前回計画		今回計画	
	計画時の状況	目標	現状	目標
国	約87%(H30)	概ね解消(R7)	約93%(R5)	概ね解消(R12)
滋賀県	94.1%(R2)	概ね全棟の耐震化(R2)	約96%(R7)	概ね解消(R12)
栗東市	民間[1件] 0%(R2) 公共[6件] 100%(R2)	100%(R7)	100%(R7)	— (達成済)

・要緊急安全確認大規模建築物については、栗東市は耐震化率100%で当初目標を達成。

※1 要緊急安全確認大規模建築物:不特定多数の者が利用する大規模建築物等のうち、昭和56年5月31日以前に着工されたもの。該当する建築物の例=物品販売業を営む店舗・庁舎・学校等

(3)ブロック塀

	これまでの取組	実績
国	・ブロック塀等の除却・改修について普及啓発 ・地方公共団体と協力してブロック塀等の改修工事への補助を実施(H30～)	
滋賀県	・市町と協力してブロック塀等の改修工事への補助を実施(H30～)	
栗東市	・ブロック塀等安全確保の啓発を実施 ・危険ブロック塀等撤去工事へ補助を実施(H30～)	撤去延長831m(60件) (補助実施分)

・緊急輸送道路沿いには長さ8m以上、高さ60cm以上のブロック塀等が156件存在。そのうち通行障害建築物に該当するブロック塀(※2)は2件。



・緊急輸送道路沿いのブロック塀等を中心に、所有者への安全確保の啓発、撤去促進が必要。

※2 通行障害建築物に該当するブロック塀:倒壊すると通行に支障をきたす可能性のある大規模なブロック塀

4. 基本的な取り組み方針・主な施策

国 基本的な事項

- 耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠
- 国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していく



滋賀県 基本的な取り組み方針

- 「自らの命や財産は自ら守る」「地域防災対策を自らの問題としてとらえる」ことについて、県民の意識を深める。
- 県、市町、その他団体が協働し、耐震化を行いやすい環境整備、負担軽減等の施策を講じる。
- 「住宅」および「要緊急安全確認大規模建築物等」の耐震化の強化を図る。
- 「高齢者世帯が居住する住宅」の耐震化の強化を図る。



栗東市 基本的な取り組み方針・主な施策

①「自らの命や財産は自ら守る」「地域防災対策を自らの問題としてとらえる」ことについて、市民の意識を高める。

- 拡大・多様な方法で啓発を実施(HP・広報・出前講座・SNS・DM・動画サイト活用等)
- ・誰でもできる耐震対策の啓発(家具転倒防止・窓ガラスの飛散防止・非構造部材の転倒・落下等の防止等)
- 新・平成12年以前に建設された建築物について検討

②耐震化を行いやすい環境整備、負担軽減などの施策を講じる。

- ・木造住宅無料耐震診断・補強案作成事業の実施
- ・木造住宅耐震改修事業補助の実施
- ・既存民間建築物耐震診断促進事業の実施
- 新・平成12年以前に建設された建築物について検討

③「高齢者世帯が居住する住宅」の耐震化の強化を図る。

- 拡大・高齢者に届く啓発の実施(DM・戸別訪問・様々な啓発手法の検討等)
- 拡大・木造住宅耐震改修補助高齢者世帯割増の実施・加算の検討
- 新・木造住宅耐震改修事業補助へのリバースモーゲージ型住宅ローン対応の検討
- 新・都市計画制度を活用した住宅の建替え等の促進
- 新・空家等対策と連携した耐震化の促進

④ブロック塀の安全確保・撤去促進を図る。

- ・危険ブロック塀等対策事業補助の実施
- ・緊急輸送道路沿いのブロック塀等所有者への重点的な啓発の実施
- ・通学路関係機関と協力した啓発の実施